

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年4月5日
【発行者名】	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
【事務連絡者氏名】	谷澤 儀彦
【電話番号】	03-6267-1955
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：1,000億円を上限とします。 継続申込期間：1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2018年6月15日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _ _ _ _ _ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**(5)【申込手数料】**

<訂正前>

(略)

継続申込期間

申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額)に、3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

<訂正後>

(略)

継続申込期間

申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額)に、3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

消費税率が10%となった場合は、3.30%(税抜3.0%)となります。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

～（略）

ファンドの特色



1 主として米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

- 個別企業の調査・分析を重視したボトムアップ・アプローチにより、銘柄選択を行います。
- 銀行の資本構成、資産の質、経営陣の能力、収益率、流動性および金利感応度などを精査し、中長期的に持続的な成長が見込めると判断される米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。



2 マニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが運用を担当します。

- 主に「マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- マザーファンドの運用はマニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが担当します。

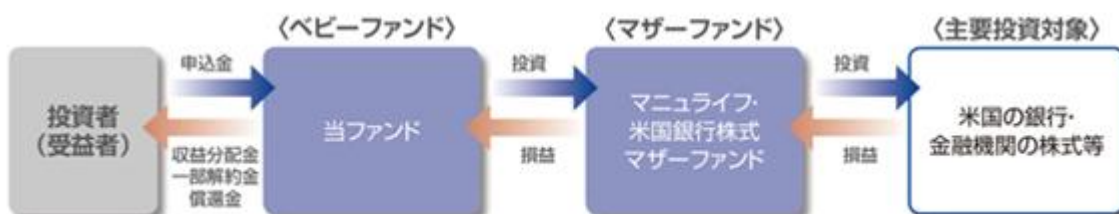


3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社の概要

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニユライフ・グループの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

<マニユライフについて>



*2017年12月末現在の為替レートで換算。株式時価総額はマニユライフ・ファイナンシャル社(カナダ・トロント証券取引所)出所:マニユライフ・ファイナンシャル・グループ、マニユライフ・アセット・マネジメント・リミテッド(2017年12月末現在)

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しますが、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

～ (略)

ファンドの特色

① 主として米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

- 個別企業の調査・分析を重視したボトムアップ・アプローチにより、銘柄選択を行います。
- 銀行の資本構成、資産の質、経営陣の能力、収益率、流動性および金利感応度などを精査し、中長期的に持続的な成長が見込めると判断される米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

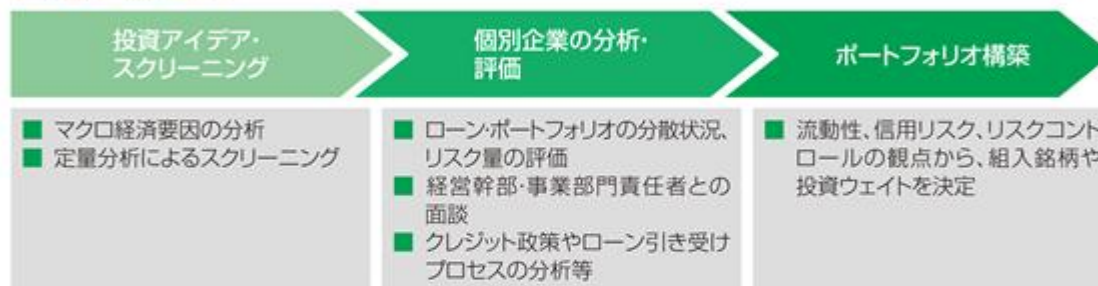
② マニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが運用を担当します。

- 主に「マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- マザーファンドの運用はマニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが担当します。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

運用プロセス

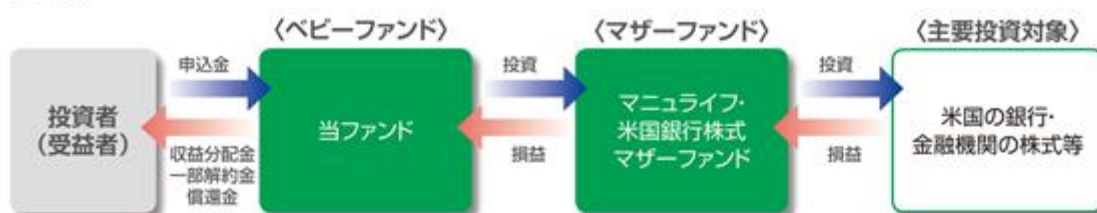


※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



委託会社の概要

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニユライフ・グループの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

<マニユライフについて>



*2018年12月末現在の為替レートで換算。株式時価総額はマニユライフ・ファイナンシャル社(カナダトロント証券取引所) 出所:マニユライフ・ファイナンシャル・グループ、マニユライフ・アセット・マネジメント・リミテッド(2018年12月末現在)

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しますが、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成30年7月9日 当初設定日、信託契約締結、運用開始（予定）

< 訂正後 >

2018年7月9日 当初設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(略)

委託会社の概況（平成30年4月末現在）

1. 資本金の額 1億4,050万円

2. 沿革

平成16年4月 8日 会社設立

平成17年10月7日 社団法人日本投資顧問業協会 加入

平成19年9月30日 投資運用業、投資助言・代理業登録

平成28年4月28日 第二種金融商品取引業登録

平成28年7月 1日 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入

平成29年10月2日 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

平成24年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2,027株	100%

< 訂正後 >

(略)

委託会社の概況（2019年1月末現在）

1. 資本金の額 1億4,050万円

2. 沿革

2004年4月 8日 会社設立

2005年10月7日 社団法人日本投資顧問業協会 加入

2007年9月30日 投資運用業、投資助言・代理業登録

2016年4月28日 第二種金融商品取引業登録

2016年7月 1日 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入

2017年10月2日 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

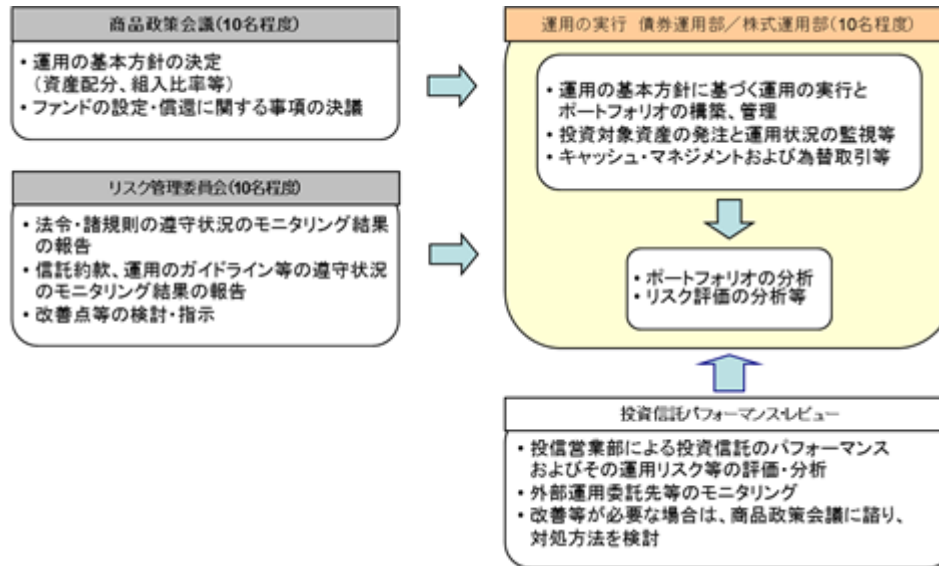
3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2,027株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>



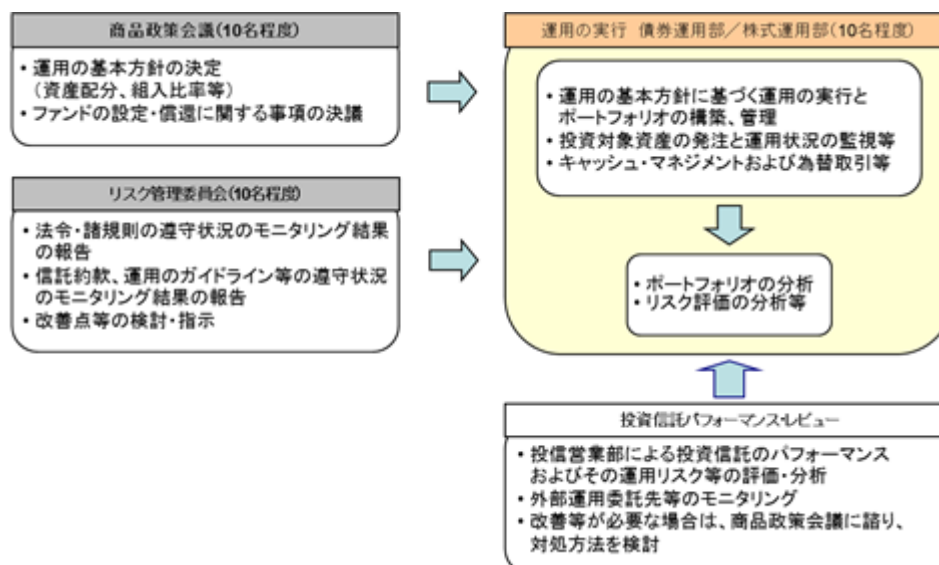
商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

上記体制は、平成30年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

<訂正後>



商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
--------	---

リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。
----------	--

上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

上記体制は、2019年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

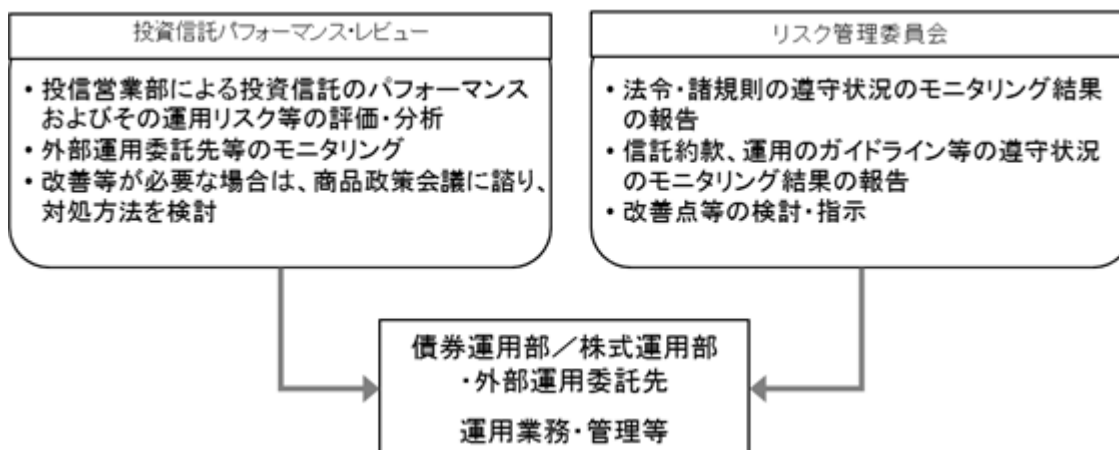
3【投資リスク】

<訂正前>

(1) (略)

(2) 投資リスクに対する管理体制

リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。
----------	--

上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

上記体制は、平成30年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2018年7月9日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

※各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

- 日本株・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・MSCIコクサイインデックス(配当込み、円換算ベース)
- 新興国株・MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円換算ベース)
- 日本国債・NOMURA-BPI国債
- 先進国国債・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国国債・J.P.モルガンGBI-EMグローバルダイバーシファイド(円換算ベース)

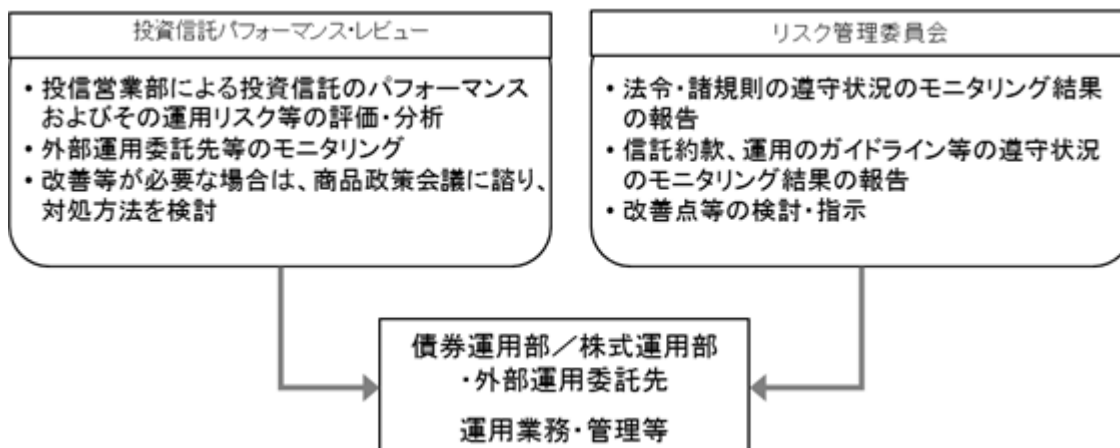
(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイインデックスおよびMSCIエマージングマーケットインデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、J.P.モルガンGBI-EMグローバルダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

< 訂正後 >

(1) (略)

(2) 投資リスクに対する管理体制
リスク管理関連の会議



リスク管理委員会

コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

上記体制は、2019年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

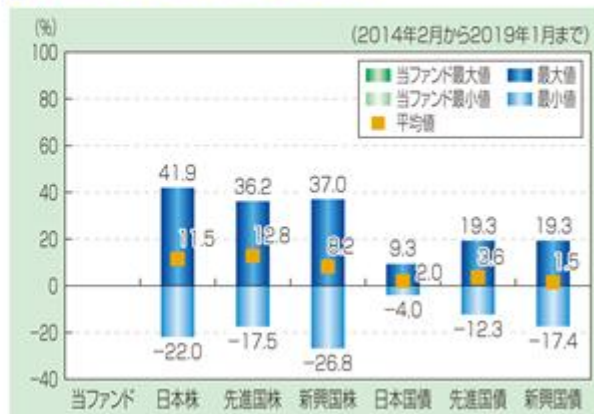
(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは設定日が2018年7月9日であるため、2018年7月末以降の分配金再投資基準価額を表示しています。当ファンドの年間騰落率は運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2018年7月9日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

- 日本株・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 新興国株・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 日本国債・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国債・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）×申込口数）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

（「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス <http://www.mamj.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

<訂正後>

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）×申込口数）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

（「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

消費税率が10%となった場合は、3.30%（税抜3.0%）となります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス <http://www.mamj.co.jp/>
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

毎日のファンドの純資産総額に年率1.836%（税抜1.70%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

委託会社： ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	年率0.86%
販売会社： 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.80%
受託会社： 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	年率0.04%

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社は、マザーファンド運用の権限委託先であるマニユライフ・アセット・マネジメント（US）LLCに、委託会社が受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとしします。

* 上記の信託報酬率は、今後変更される場合があります。

<訂正後>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

毎日のファンドの純資産総額に年率1.836%（税抜1.70%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
委託会社： ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	年率0.86%
販売会社： 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.80%
受託会社： 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	年率0.04%

消費税率が10%となった場合は、年率1.87%（税抜1.70%）となります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

委託会社は、マザーファンド運用の権限委託先であるマニユライフ・アセット・マネジメント（US）LLCに、委託会社が受けた信託報酬から運用報酬を支払うものとしします。

* 上記の信託報酬率は、今後変更される場合があります。

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年 1 月 1 日	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ¹ (所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)

平成49年12月31日	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ²	20.315% ¹
	償還金			(所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)	

1 平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- ・ 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- ・ 配当控除の適用はありません。

(略)

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

平成49年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。平成50年1月1日以降、税率は15%（所得税15%）となります。

- ・ 税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

*** 上記は平成30年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。**

*** 税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。**

(以下略)

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
2014年1月1日 ～ 2037年12月31日	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ¹ （所得税15.315% ¹ 地方税5.000%）
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ² 20.315% ¹ （所得税15.315% ¹ 地方税5.000%）
	償還金			

1 2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年1月1日以降、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- ・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- ・配当控除の適用はありません。

（略）

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	2014年1月1日から2037年12月31日までは源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年1月1日以降、税率は15%（所得税15%）となります。

- ・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

*** 上記は2019年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。**

*** 税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。**

（以下略）

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

以下は当ファンドの2019年1月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,374,882,376	100.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,780,629	0.11
合計(純資産総額)	-	2,372,101,747	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・米国銀行 株式マザーファンド	1,912,143,620	1.4284	2,731,305,947	1.2420	2,374,882,376	100.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.11
合計	100.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	42,264,931,220	96.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,477,286,459	3.37
合計(純資産総額)	-	43,742,217,679	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	SUNTRUST BANKS INC	銀行	217,076	7,477.92	1,623,278,004	6,605.15	1,433,820,670	3.27
2	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	451,337	3,209.96	1,448,774,439	3,167.46	1,429,595,144	3.26
3	アメリカ	株式	M & T BANK CORP	銀行	76,623	18,669.20	1,430,490,602	18,106.97	1,387,410,577	3.17
4	アメリカ	株式	COMERICA INC	銀行	155,681	10,097.32	1,571,961,373	8,817.04	1,372,646,102	3.13
5	アメリカ	株式	CITIZENS FINANCIAL GROUP	銀行	363,660	4,396.53	1,598,844,282	3,766.74	1,369,815,287	3.13
6	アメリカ	株式	KEYCORP	銀行	750,329	2,211.88	1,659,643,711	1,813.09	1,360,417,308	3.11
7	アメリカ	株式	BB&T CORP	銀行	241,265	5,485.04	1,323,349,720	5,336.86	1,287,597,721	2.94
8	アメリカ	株式	REGIONS FINANCIAL CORP	銀行	737,923	1,915.51	1,413,503,904	1,681.25	1,240,635,110	2.83
9	アメリカ	株式	ZIONS BANCORP NA	銀行	213,392	5,731.29	1,223,012,715	5,227.90	1,115,592,207	2.55
10	アメリカ	株式	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	銀行	82,125	15,206.45	1,248,830,330	13,473.99	1,106,551,724	2.52
11	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	96,210	11,951.82	1,149,884,833	11,376.51	1,094,534,373	2.50
12	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	193,034	5,582.02	1,077,519,803	5,561.31	1,073,523,536	2.45
13	アメリカ	株式	PINNACLE FINANCIAL PARTNERS	銀行	158,775	6,695.59	1,063,092,620	5,950.30	944,759,772	2.15
14	アメリカ	株式	CULLEN/FROST BANKERS INC	銀行	83,019	12,402.91	1,029,677,750	10,811.01	897,519,339	2.05
15	アメリカ	株式	SVB FINANCIAL GROUP	銀行	34,050	33,140.18	1,128,423,265	26,150.40	890,421,120	2.03
16	アメリカ	株式	HUNTINGTON BANCSHARES INC	銀行	590,624	1,627.86	961,454,602	1,469.87	868,140,735	1.98
17	アメリカ	株式	MB FINANCIAL INC	銀行	174,123	4,980.56	867,230,328	4,865.06	847,119,539	1.93
18	アメリカ	株式	WESTERN ALLIANCE BANCORP	銀行	143,404	6,147.52	881,579,417	4,930.44	707,044,818	1.61
19	アメリカ	株式	INDEPENDENT BANK CORP/MA	銀行	81,310	8,878.06	721,875,124	8,672.12	705,130,598	1.61
20	アメリカ	株式	HANCOCK WHITNEY CORP	銀行	152,399	5,517.73	840,897,205	4,586.12	698,921,077	1.59
21	アメリカ	株式	FIRST HORIZON NATIONAL CORP	銀行	398,111	1,870.84	744,803,257	1,625.68	647,202,364	1.47
22	アメリカ	株式	CHEMICAL FINANCIAL CORP	銀行	129,099	6,029.84	778,447,141	4,858.52	627,230,900	1.43
23	アメリカ	株式	BOK FINANCIAL CORPORATION	銀行	67,591	10,479.77	708,338,323	9,271.40	626,663,630	1.43
24	アメリカ	株式	WSFS FINANCIAL CORP	銀行	136,220	5,701.87	776,709,658	4,585.03	624,573,713	1.42
25	アメリカ	株式	OLD NATIONAL BANCORP	銀行	344,149	2,075.68	714,345,949	1,761.88	606,350,341	1.38
26	アメリカ	株式	SYNOVUS FINANCIAL CORP	銀行	146,990	5,551.51	816,016,749	3,938.90	578,979,499	1.32

27	アメリカ	株式	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	各種金融	65,532	10,337.03	677,406,590	8,812.68	577,512,860	1.32
28	アメリカ	株式	COLUMBIA BANKING SYSTEM INC	銀行	131,690	4,490.24	591,319,916	3,975.95	523,592,908	1.19
29	アメリカ	株式	FIFTH THIRD BANCORP	銀行	174,223	3,072.67	535,330,134	2,946.27	513,309,462	1.17
30	アメリカ	株式	FIRST FINANCIAL BANCORP	銀行	173,201	3,419.16	592,202,762	2,853.66	494,257,181	1.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	銀行	95.30
		各種金融	1.32
合計			96.62

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2018年 7月末日	697,753,958		1.0230	
2018年 8月末日	1,606,532,017		1.0324	
2018年 9月末日	2,066,017,250		1.0069	
2018年10月末日	2,335,956,936		0.9180	
2018年11月末日	2,587,713,534		0.9388	
2018年12月末日	2,166,376,395		0.7783	
2019年 1月末日	2,372,101,747		0.8702	

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

	計算期間	収益率(%)
第1期中	自 2018年 7月 9日 至 2019年 1月 8日	18.8

収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期中	自 2018年 7月 9日 至 2019年 1月 8日	2,871,152,840	87,673,385	2,783,479,455

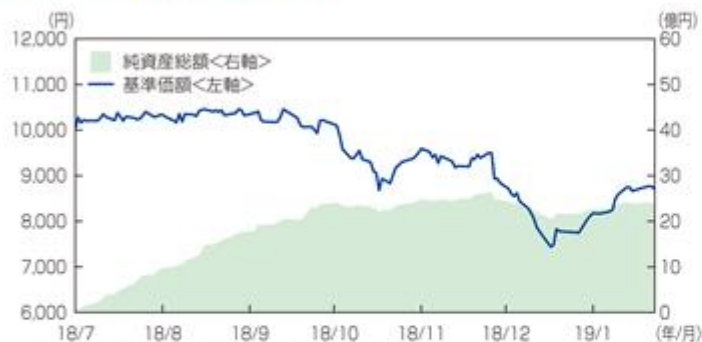
(注1)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2)第1期中の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移

2019年1月31日現在



※基準価額は信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

基準価額	8,702円
純資産総額	23.7億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
直近1年間合計	-
設定来合計	-

※分配金の額は収益分配方針に基づき委託会社が決定します。
 過去の分配金実績は将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

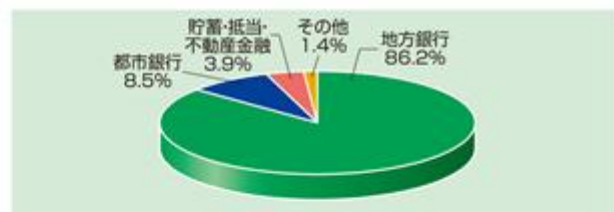
主な資産の状況

●マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産別構成比



業種別構成比



※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。
 ※業種別構成比は現物株式評価額に対する比率です。業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
 また、数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

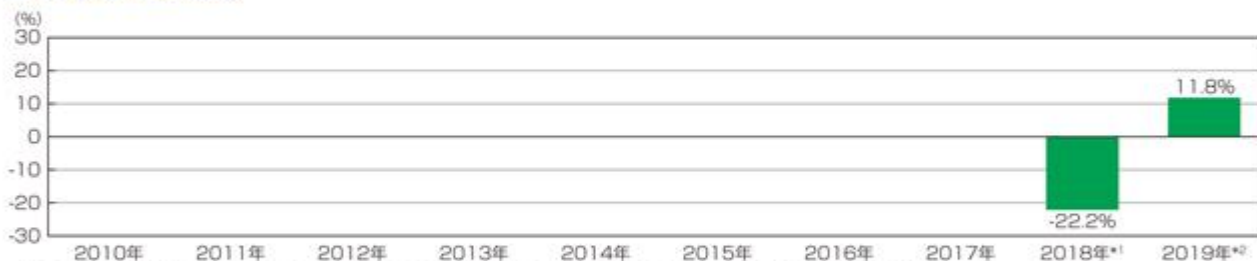
組入上位10銘柄

(組入数:112銘柄)

	銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1	サントラストバンク	米国	地方銀行	3.3%
2	バンク・オブ・アメリカ	米国	都市銀行	3.3%
3	M&Tバンク	米国	地方銀行	3.2%
4	コメリカ	米国	地方銀行	3.1%
5	シチズンズ・フィナンシャル・グループ	米国	地方銀行	3.1%
6	キーコーブ	米国	地方銀行	3.1%
7	BB&T	米国	地方銀行	2.9%
8	リージョンズ・ファイナンシャル	米国	地方銀行	2.8%
9	ザイオンズ・バンコーポレーション	米国	地方銀行	2.6%
10	PNC ファイナンシャル・サービス・グループ	米国	地方銀行	2.5%

※組入比率は純資産総額に対する比率です。
 ※業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
 ※個別の銘柄の取引を推奨するものではありません。また、上記銘柄については将来の組入れを保証するものではありません。

年間収益率の推移



*1:2018年:設定日(2018年7月9日)~2018年12月末の収益率 *2:2019年:2019年1月~2019年1月末の収益率
 ※ファンドの年間収益率は税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
 ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

～（略）

申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）×申込口数）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

（「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

（以下略）

<訂正後>

～（略）

申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）×申込口数）に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

（「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

消費税率が10%となった場合は、3.30%（税抜3.0%）となります。

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2018年7月9日（設定日）から2019年1月8日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間 (2019年 1月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		2,259,982,057
未収入金		16,855,694
流動資産合計		2,276,837,751
資産合計		2,276,837,751
負債の部		
流動負債		
未払解約金		15,164
未払受託者報酬		394,620
未払委託者報酬		16,376,553
その他未払費用		69,357
流動負債合計		16,855,694
負債合計		16,855,694
純資産の部		
元本等		
元本		2,783,479,455
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		523,497,398
元本等合計		2,259,982,057
純資産合計		2,259,982,057
負債純資産合計		2,276,837,751

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	当中間計算期間 自 2018年 7月 9日 至 2019年 1月 8日
営業収益	
有価証券売買等損益	548,408,360
営業収益合計	548,408,360
営業費用	
受託者報酬	394,620
委託者報酬	16,376,553
その他費用	69,357
営業費用合計	16,840,530
営業利益又は営業損失（ ）	565,248,890
経常利益又は経常損失（ ）	565,248,890
中間純利益又は中間純損失（ ）	565,248,890
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	14,257,838
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,847,092
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,847,092
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,353,438
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,353,438
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	523,497,398

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	該当事項はありません。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間 2019年 1月 8日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	71,692,982円
期中追加設定元本額	2,799,459,858円
期中一部解約元本額	87,673,385円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,783,479,455口
3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額	0.8119円
中間計算期間末日における1万口当たり純資産額	8,119円
4. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は523,497,398円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	当中間計算期間 自 2018年 7月 9日 至 2019年 1月 8日
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.43%以内の額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間 2019年 1月 8日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2019年 1月 8日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	749,172,834
金銭信託	728,728,748
株式	40,601,509,131
未収入金	638,053,349
未収配当金	31,558,602
流動資産合計	42,749,022,664
資産合計	42,749,022,664
負債の部	
流動負債	
未払金	638,013,649
未払解約金	46,869,982
その他未払費用	97,365
流動負債合計	684,980,996
負債合計	684,980,996
純資産の部	
元本等	
元本	36,337,678,013
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	5,726,363,655
元本等合計	42,064,041,668
純資産合計	42,064,041,668
負債純資産合計	42,749,022,664

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>(2) 特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として本書における開示対象ファンドの期末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2019年 1月 8日現在
<p>1. 元本の推移</p> <p>本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額</p> <p>同期中における追加設定元本額</p> <p>同期中における解約元本額</p> <p>同期末日における元本の内訳</p> <p>マニユライフ・米国銀行株式ファンド</p> <p>マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）</p> <p>合計</p>	<p>37,414,713,792円</p> <p>7,562,836,330円</p> <p>8,639,872,109円</p> <p>34,385,378,378円</p> <p>1,952,299,635円</p> <p>36,337,678,013円</p>
<p>2. 本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数</p>	<p>36,337,678,013口</p>
<p>3. 本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)</p>	<p>1.1576円</p> <p>11,576円</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年 1月 8日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年1月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	2,387,598,662 円
負債総額	15,496,915 円
純資産総額(-)	2,372,101,747 円
発行済口数	2,726,073,006 口
1口当たり純資産額(/)	0.8702 円
(1万口当たり純資産額)	(8,702 円)

(参考) マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	44,259,265,234 円
負債総額	517,047,555 円
純資産総額(-)	43,742,217,679 円
発行済口数	35,220,264,114 口
1口当たり純資産額(/)	1.2420 円
(1万口当たり純資産額)	(12,420 円)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成30年4月末現在）

資本金の額	1億4,050万円		
		発行可能株式の総数	8,400株
		発行済株式総数	2,027株
最近5年間の資本金の額の増減：	該当事項はありません。		

(2) 委託会社の機構

(略)

投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、投信営業部が策定し、商品政策会議において決定されます。商品政策会議は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。商品政策会議は、国内外の経済・市場等投資環境や運用戦略等を議論、分析し、適切な結論を得ることを目的とします。同時にファンドの運用方針を審議、承認・決定します。

(以下略)

<訂正後>

(1) 資本金の額（2019年1月末現在）

資本金の額	1億4,050万円		
		発行可能株式の総数	8,400株
		発行済株式総数	2,027株
最近5年間の資本金の額の増減：	該当事項はありません。		

(2) 委託会社の機構

(略)

投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、投信営業部が策定し、商品政策会議において審議、承認・決定されます。商品政策会議は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

(以下略)

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2019年1月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	12	39,377
追加型株式投資信託	45	270,402
株式投資信託 合計	57	309,780
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	57	309,780

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表及び第15期事業年度に係る中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査及び中間監査を受けております。
なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。
3. 当社は子会社はありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していません。

(1) 【貸借対照表】

期別	注記 番号	前事業年度 (平成29年 3月31日現在)			当事業年度 (平成30年 3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金・預金			2,390,312			1,253,679	
2. 前払費用			20,490			22,744	
3. 未収運用受託報酬	2		1,124,025			1,072,295	
4. 未収投資助言報酬			23,504			27,662	
5. 未収委託者報酬			245,719			251,792	
6. その他未収収益			9,602			8,072	
7. 繰延税金資産			415,904			386,077	
8. その他流動資産			-			6,512	
流動資産計			4,229,559	87.8		3,028,836	86.4
固定資産							
1. 有形固定資産			56,466			47,068	
(1) 建物	1	24,926			21,615		
(2) 器具備品	1	31,539			25,452		
2. 投資その他の資産			528,658			426,394	
(1) 繰延税金資産		417,122			320,071		
(2) 敷金		111,536			106,322		
固定資産計			585,125	12.1		473,462	13.5
資産合計			4,814,684	100.0		3,502,298	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1. 未払金			186,772			163,578	
(1) 未払消費税等		77,846			59,263		
(2) 未払代行手数料		102,926			104,315		
(3) その他未払金		6,000			-		
2. 未払費用	2		1,112,371			1,076,209	
3. 未払法人税等			96,784			-	
4. 役員賞与引当金			-			18,549	
5. 賞与引当金			233,855			142,897	
6. 預り金			41,460			48,219	
流動負債計			1,671,244	34.7		1,449,454	41.3
固定負債							
1. 賞与引当金			-			16,542	
固定負債計			-	-		16,542	0.4
負債合計			1,671,244	34.7		1,465,996	41.8
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			140,500	2.9		140,500	4.0
2. 資本剰余金			1,321,229			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		1.8	85,500		2.4
(2) その他資本剰余金		1,235,729		25.67	-		-
3. 利益剰余金			1,681,710			1,810,302	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		1,681,710		34.9	1,810,302		51.6
純資産合計			3,143,440	65.2		2,036,302	58.1
負債・純資産合計			4,814,684	100.0		3,502,298	100.0

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)			当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 運用受託報酬	1		2,856,683			3,071,333	
2. 投資助言報酬			288,805			315,884	
3. 委託者報酬			1,141,793			1,869,111	
4. その他営業収益			38,565			74,681	
営業収益計			4,325,847	100.0		5,331,011	100.0
営業費用							
1. 広告宣伝費			49,202			74,742	
2. 調査費			215,054			248,077	
3. 委託費			1,327,734			1,649,817	
4. 支払手数料			450,973			758,689	
5. 営業雑経費			15,610			18,674	
営業費用計			2,058,576	47.5		2,750,002	51.5
一般管理費							
1. 給料	1		1,349,814			1,559,729	
(1) 役員報酬		45,811			148,371		
(2) 給料・手当		771,101			915,936		
(3) 賞与		251,065			255,713		
(4) 賞与引当金繰入額		169,077			98,639		
(5) 役員賞与引当金繰入額		-			18,549		
(6) その他報酬給料		16,654			17,294		
(7) 福利厚生費		96,103			105,226		
2. 交際費			5,252			10,820	
3. 旅費交通費			28,731			37,262	
4. 租税公課			45,164			28,835	
5. 不動産賃借料			99,836			112,908	
6. 退職給付費用			42,191			50,364	
7. 固定資産減価償却費			6,999			6,981	
8. 業務委託費			41,164			40,032	
9. 諸経費			85,417			82,885	
一般管理費計			1,704,572	39.4		1,929,821	36.1
営業利益			562,697	13.0		651,187	12.2
営業外収益							
1. 受取利息及び配当金			181			113	
2. 雑収入			38			-	
3. 為替差益			-			-	
営業外収益計			219	0.0		113	0.0
営業外費用							
1. 雑損失			1,338			2,244	
2. 為替差損			2,342			1,774	
営業外費用計			3,681	0.0		4,018	0.0
経常利益			559,236	12.9		647,282	12.1
特別損失							
1. 固定資産売却損			1,126			-	
2. 特別退職金			7,083			42,294	
特別損失計			8,209	0.1		42,294	0.7
税引前当期純利益			551,026	12.7		604,987	11.3
法人税、住民税及び 事業税			187,395	4.3		84,907	1.5
法人税等調整額			766,747	17.7		126,876	2.3
当期純利益			1,130,377	26.1		393,203	7.3

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	140,500	85,500	-	85,500	1,472,977	1,472,977	-	1,698,977	1,698,977
当期変動額									
合併による増加			1,235,729	1,235,729	921,645	921,645	-	314,084	314,084
当期純利益					1,130,377	1,130,377	-	1,130,377	1,130,377
当期変動額合計	-	-	1,235,729	1,235,729	208,732	208,732	-	1,444,462	1,444,462
当期末残高	140,500	85,500	1,235,729	1,321,229	1,681,710	1,681,710	-	3,143,440	3,143,440

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	140,500	85,500	1,235,729	1,321,229	1,681,710	1,681,710	-	3,143,440	3,143,440
当期変動額									
当期純利益					393,203	393,203		393,203	393,203
自己株式の取得							1,500,341	1,500,341	1,500,341
自己株式の消却			1,500,341	1,500,341			1,500,341	-	-
その他資本剰余金の負の残高の振替			264,611	264,611	264,611	264,611		-	-
当期変動額合計	-	-	1,235,729	1,235,729	128,592	128,592	-	1,107,137	1,107,137
当期末残高	140,500	85,500	-	85,500	1,810,302	1,810,302	-	2,036,302	2,036,302

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 5～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成29年 3月31日）		当事業年度 （平成30年 3月31日）	
1	有形固定資産の減価償却累計額 38,249千円	1	有形固定資産の減価償却累計額 44,229千円
2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
	（千円）		（千円）
	未収運用受託報酬 144,581		未収運用受託報酬 139,411
	未払費用 145,020		未払費用 872,410

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）		当事業年度 （自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）	
1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。（千円）	1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。（千円）
	運用受託報酬 1,490,524		運用受託報酬 1,697,821
	給料 1,280,222		給料 1,588,627

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	3,810株	-	-	3,810株

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,810株	-	1,783株	2,027株
合計	3,810株	-	1,783株	2,027株
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	-	1,783株	1,783株	-
合計	-	1,783株	1,783株	-

（注）1 増加株式のすべては、親会社からの取得によるものであります。

2 減少株式のすべては、消却によるものであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金です。当社は株式その他のリスク資産を保有せず、他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,390,312	2,390,312	-
(2) 未収運用受託報酬	1,124,025	1,124,025	-
(3) 未払法人税等	96,784	96,784	-
(4) 未収委託者報酬	245,719	245,719	-

当事業年度（平成30年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,253,679	1,253,679	-
(2) 未収運用受託報酬	1,072,295	1,072,295	-
(3) 未収委託者報酬	251,792	251,792	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	平成29年3月31日	平成30年3月31日
敷金	111,536	106,322

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年 3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,390,312	-
(2) 未収運用受託報酬	1,124,025	-
(3) 未収委託者報酬	245,719	-
合計	3,760,056	-

当事業年度(平成30年 3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,253,679	-
(2) 未収運用受託報酬	1,072,295	-
(3) 未収委託者報酬	251,792	-
合計	2,577,766	-

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成29年 3月31日)		当事業年度 (平成30年 3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
税務上の繰越欠損金	488,815	税務上の繰越欠損金	383,786
未払費用	261,550	未払費用	272,696
賞与引当金	72,167	賞与引当金	46,950
未払事業税	9,148	未払事業税	1,694
その他	1,346	その他	1,022
繰延税金資産小計	833,026	繰延税金資産小計	706,149
評価性引当額	-	評価性引当額	-
繰延税金資産合計	833,026	繰延税金資産合計	706,149
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間に重要な差異がある ときの、当該差異の原因となった主要な項目 別の内訳	
法定実効税率	30.86%	法定実効税率	30.86%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入され ない項目	3.99%	交際費等永久に損金に算入され ない項目	4.86%
合併による繰越欠損金の引継等	140.31%	住民税均等割	0.38%
その他	0.32%	所得拡大促進税制による税額控 除	1.08%
		その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	105.14%	税効果会計適用後の法人税等の負 担率	35.01%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

香港	日本	合計
327,370	2,856,683	3,184,053

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,141,793千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,490,524	資産運用業
マニユライフ・アセット・マネジメント(HK)リミテッド	327,370	資産運用業
適格機関投資家 A	963,877	資産運用業
適格機関投資家 B	195,287	資産運用業

(注) 運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

1．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	日本	合計
383,441	3,078,459	3,461,900

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,869,111千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,700,897	資産運用業
マニユライフ・アセット・マネジメント(HK)リミテッド	383,441	資産運用業
適格機関投資家 A	912,786	資産運用業
適格機関投資家 B	249,624	資産運用業

(注) 運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	（被所有） 直接 100.0	投資一任契約事務委託 役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,490,524	未収運用受託報酬	144,581
							出向者負担金等	1,374,412	未払費用	145,020

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	（被所有） 直接 100.0	投資一任契約事務委託 役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,697,821	未収運用受託報酬	139,411
							出向者負担金等	1,676,885	未払費用	73,719

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
同一の親会社を持つ会社	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル） 1,568.4	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	投資助言契約	投資助言報酬の受取	288,805	未収投資助言報酬	23,504	
							事務代行	リエゾン報酬	38,565	その他未収収益	3,943
							再委任契約	再委託費の支払	243,983	未払費用	43,935
	Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル） 1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	725,440	未払費用	703,228	

当事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	（百万香港ドル） 1,583.9	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	投資助言契約	投資助言報酬の受取	315,884	未収投資助言報酬	28,405
						事務代行	リエゾン報酬	67,556	その他未収収益	6,554
						再委任契約	再委託費の支払	292,211	未払費用	42,049
	Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	（千米ドル） 1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	904,617	未払費用	707,995

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	
1株当たり純資産額	825,049.88円	1株当たり純資産額	1,004,589.16円
1株当たり当期純利益金額	296,687.08円	1株当たり当期純利益金額	117,199.16円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）	当事業年度 （自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,130,377	393,203
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,130,377	393,203
普通株式の期中平均株式数（株）	3,810	3,355

（重要な後発事象）

該当事項なし

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第 1 5 期中間会計期間末 (平成30年 9月30日現在)			
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 現金・預金			1,568,635
2. 前払費用			24,968
3. 未収運用受託報酬			602,096
4. 未収投資助言報酬			11,484
5. 未収委託者報酬			335,151
6. 仮払消費税等	1		56,061
7. 前払消費税等			82,811
8. その他の流動資産			98,351
流動資産計			2,779,561
固定資産			
1. 有形固定資産			44,140
(1) 建物	2	20,564	
(2) 器具備品	2	23,575	
2. 無形固定資産			1,447
(1) ソフトウェア		1,447	
3. 投資その他の資産			754,288
(1) 繰延税金資産		637,847	
(2) 敷金		116,441	
固定資産計			799,876
資産合計			3,579,437
(負債の部)			
流動負債			
1. 未払金			140,901
2. 未払費用			667,737
3. 未払法人税等			24,831
4. 役員賞与引当金			52,497
5. 賞与引当金			261,721
6. 仮受消費税等	1		169,230
7. 預り金			48,707
流動負債計			1,365,626
固定負債			
1. 賞与引当金			25,701
固定負債計			25,701
負債合計			1,391,327
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			140,500
2. 資本剰余金			85,500
(1) 資本準備金		85,500	
3. 利益剰余金			1,962,110
(1) その他利益剰余金		1,962,110	
(i) 繰越利益剰余金		1,962,110	
純資産合計			2,188,110
負債・純資産合計			3,579,437

(2) 中間損益計算書

第 1 5 期中間会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)			
科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)
営業収益			
1. 運用受託報酬			1,175,525
2. 投資助言報酬			63,411
3. 委託者報酬			1,081,720
4. その他営業収益			150,547
営業収益計			2,471,204
営業費用			
1. 広告宣伝費			32,488
2. 調査費			134,707
3. 委託費			696,782
4. 支払手数料			428,470
5. 営業雑経費			11,737
営業費用計			1,304,186
一般管理費			
1. 給料			776,528
(1) 役員報酬		34,566	
(2) 給料・手当		455,503	
(3) 賞与		56,245	
(4) 賞与引当金繰入額		138,140	
(5) 役員賞与引当金繰入額		37,798	
(6) その他報酬給料		4,341	
(7) 福利厚生費		49,933	
2. 交際費			2,455
3. 旅費交通費			14,413
4. 租税公課			8,451
5. 不動産賃借料			55,053
6. 退職給付費用			26,543
7. 固定資産減価償却費			2,980
8. 業務委託費			2,580
9. 諸経費			35,136
一般管理費計			924,144
営業利益			242,873
営業外収益			
1. 受取利息及び配当金			6
2. 雑収入			151
営業外収益計			157
営業外費用			
1. 為替差損			8,239
2. 雑損失			24
営業外費用計			8,264
経常利益			234,766
特別損失			
1. 特別退職金			100
特別損失計			100
税引前中間純利益			234,666
法人税、住民税及び事業税			14,557
法人税等調整額			68,302
中間純利益			151,807

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 1 5 期中間会計期間（自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	140,500	85,500	-	85,500	1,810,302	1,810,302	2,036,302	2,036,302
当中間期変動額								
中間純利益	-	-	-	-	151,807	151,807	151,807	151,807
当中間期変動額合計	-	-	-	-	151,807	151,807	151,807	151,807
当中間期末残高	140,500	85,500	-	85,500	1,962,110	1,962,110	2,188,110	2,188,110

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 5～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1．消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示しております。

2．有形固定資産の減価償却累計額 47,157千円

（中間損益計算書関係）

該当事項はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第15期中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	2,027株	-	-	2,027株

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,568,635	1,568,635	-
(2) 未収運用受託報酬	602,096	602,096	-
(3) 未収委託者報酬	335,151	335,151	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金（中間貸借対照表計上額116,441千円）については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間における資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

シンガポール	香港	日本	合計
63,488	144,914	1,181,081	1,389,484

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,081,720千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	689,503	資産運用業

(注) 委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

- 1 ． 1 株当たり純資産額は、1,079,481円99銭であります。
- 2 ． 1 株当たり中間純利益は、74,892円82銭であります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第 1 5 期中間会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月 30 日)
中間純利益金額（千円）	151,807
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	151,807
普通株式の期中平均株式数（株）	2,027

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (2018年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (2018年9月末現在)	

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
丸三証券株式会社	10,000百万円 (2018年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円 (2018年3月末現在)	
エース証券株式会社	8,831百万円 (2018年9月末現在)	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 (2018年9月末現在)	
水戸証券株式会社	12,272百万円 (2018年9月末現在)	
池田泉州T T証券株式会社	1,250百万円 (2018年3月末現在)	
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円 (2018年9月末現在)	

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
マニユライフ・アセット・マネジメント(US)LLC	92.3百万USドル (2017年12月末現在)	主として年金用ファンド・投資信託などの設計・運営・投資運用業務を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成31年2月20日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奈良昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）の平成30年7月9日から平成31年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）の平成31年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年7月9日から平成31年1月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注 1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月19日

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2)財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。